

## 道教とまじなひ——東アジア・日本における交流

一九八九年一月二五・二六日、奈良大学・(財)元興寺文化財研究所共催の国際文化交流シンポジウムが奈良大学で開催された。シンポジウムテーマは「東アジアにおける民俗と文化の交流」、本論はこのシンポジウムでの発表内容である。

二日間にわたる国際文化交流シンポジウムに、早朝より沢山の方々のご出席をいただき感謝いたして居ります。「東アジアにおける民俗と文化の交流」いう今回のテーマに合せまして、本日は「道教とまじなひ」と題しまして常日頃考えて居ります具体的なこの面での国際交流の実態をお話させていただくことといたします。ご静聴賜われますと幸いです。

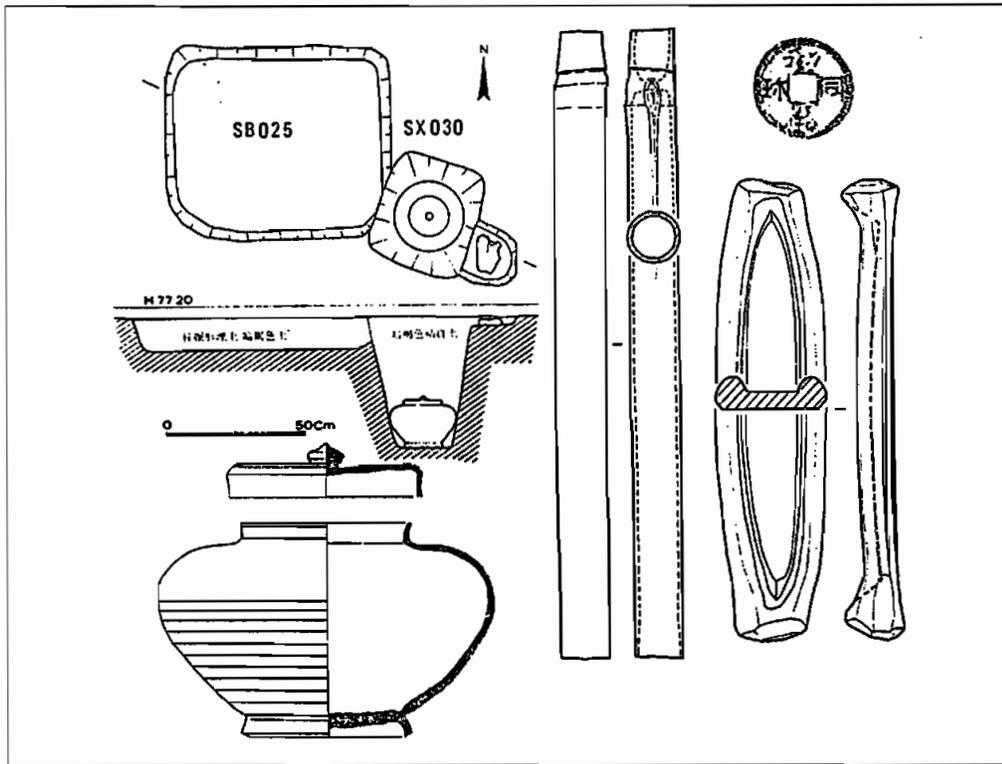
### 一、蔵胞衣慣行に見る交流

昭和五十一年、平城京右京三条二坊六坪に奈良市が京西中学校の建設

## 水野正好

を計画、その事前の発掘調査を奈良国立文化財研究所が担当実施されました。調査の結果、広い宅地に主殿や脇殿などを整然と配置いたしました貴族の邸宅が姿を現しました。多くの調査成果の中で注目された一つの遺構があります。東西軸の脇殿の南側柱列の一柱の根元に、特別な黄色粘土で丁寧に埋め戻された径四〇センチ程の穴を発見したのですが、実はこの穴の底に蓋された見事な薬壺形の壺が据えられている事実が知られたのです。

粘土を除き丁寧に蓋を開きますと、壺中には水がたたえられ、この湛水の影響で数多くの品が壺中にのこされていることが判りました。壺の底には銭文を表にしました和銅開珍銭五枚、その上に黒い船形をした墨挺、一節をのこした竹一筆管、刀身は腐蝕してのこされてはいないのですが小刀の柄頭であったと考えられる犀角、加えて紅い絹の裂が見られたほか、底にはオリかと想像される沈澱物が認められたのです。斑鳩の法隆寺脇の藤の木古墳と同様、湛水が普通ならばのこらぬこうした貴重な品を今日まで伝えてくれたのです。



このような品を納めましたこの壺、この穴が如何ような役割・機能をもつものであるかが問われるのですが、この資料を知りました時、直ちに想起した史料があります。九條道家の日記『玉薬』の承元三（一二〇九）年五月廿五日条に見える次の記事がそれです。

次供夕御湯、其儀如朝、御湯間汲方水、御湯之間洗胞衣、……  
 先以清水洗之、以美酒洗之、次以緋縑裹之、次入錢五文於白瓷瓶子  
 以文為上用坎、次胞衣入錢上、次新筆一管入胞衣上、次掩瓶蓋、以生  
 九十九文別□□、次以行兼令釣乾方……  
 氣方土塗塞之、左衛門尉  
 行兼塗之

胞衣は、まず清水、のち美酒でもって洗う。次に緋色の絹でこの胞衣をつつみ、白瓷の瓶子の底におかれた錢文を表にした五枚の錢の上に置き、次に新しい筆一管を胞衣の上に入れ瓶蓋をおおう。生氣の方の土をもって塗り塞ぎ、左衛門尉行兼がこの胞衣壺を乾方に釣るした旨が記されているのです。瓶子、錢五文、錢文上向、胞衣を包む緋縑、筆一管、特色あるこうした品々と配置が記録と遺跡の間を鮮やかに一致させているのです。その対応の見事さから見るかぎり、この遺構は「胞衣埋納施設」といってよいと考えるのです。

ただ、一、二、記録と遺跡の実際が合致しない点があります。墨挺と犀角小刀への言及が『玉薬』になく、また『玉薬』では胞衣壺は乾方に釣るすどあり、埋められている壺とは異なる取扱いが見られることです。しかし、『大記』康和御産部類記には胞衣に副えて金銀犀角筆墨小刀を容れるといった記事がありますし、胞衣壺を埋めず屋内に

蔵することにについては『長秋記』に「件胞衣本條可埋地之由所見云々、雖然近來多結付天井等」といった記事があり元永年間ごろは埋蔵せず天井に結び付ける形をとりつつあると記しています。

このように各史料を通じてこの種の遺構が「胞衣埋納遺構」であることが確認されますと、ここに始めて産育の考古学がひらけて参ります。史料には筆墨を男子・針鉄を女子の胞衣に副えるといった記事もあります。その後、各地で数多くの胞衣埋納施設が発掘されていますが、腐朽しやすい刀子、針、鉄などの鉄器や赤練と胞衣そのものは遺りません。従って、銭五文、銭文を上に向く形で配置され、腐朽しない墨挺をとどめる例が男子、他に品を留めぬ例が女子の胞衣壺である可能性がよいと考えています。

平城京右京三条二坊六坪の胞衣壺はその壺の形態からみて奈良時代の壺の典型と言えますから胞衣埋納慣行は奈良時代には成立していると考えてよいでしょう。ではこのような慣行が日本で自生するものであるか唐制をうけるものであるかといった問題があります。中国の書『崔行功小児方』には「凡そ胞衣は天徳月徳の吉方に蔵むるを宜しとす。深く埋め堅く築けば児長寿ならしむ」といった記事があります。具体的な胞衣埋蔵の方法、副える品々は不明ですが、吉方・長寿といった語意から整然とした慣行の存在が推測されるのです。

そこで、この胞衣埋納の吉方について史料を求めますと、中国では南宋代、朱端章が著しました『衛生家寶産育備要』の中に興味深い図

―産図が掲げられ、そのもつ意義が説かれています。上列八卦、方位、十三神名諱、安産・蔵衣吉方を記す図で、十二月分十二幅、月ごとの一幅が定められており、産月に入りますとその産月（入月）一日に、該当する産図を産室の北壁に貼ります。安産の吉方、蔵衣（胞衣埋納）の吉方がこの産図で判る訳です。例えば十一月ですと安産の吉方は北（壬方）、蔵衣吉方は南（丙方）であります。

こうした産図は中国では古くから用いられています。隋代の『經籍志』三、唐代の『兩唐書經籍・藝文志』五に産図が収められていますからその成立は極めて古いと言えます。孫思邈の『千金寶要』には「産図に依らざれば子母妨げ多し」と記されています。唐宋代には産室に産図を貼る慣行が社会に深く浸透し遵守されている様子がよく読みとれるのであります。日本にも早く『曆琳産経』など、各種の産書がもたらされていますから、産図をはじめ蔵衣―胞衣埋納慣行の体系的な受容が奈良時代になされたと考えられるのです。

一方、大谷国雄先生のご教示によれば朝鮮半島では『東医宝鑑』に同様、産図を産室北壁に入月一日貼ることを記し、安産方位図として正月図を掲げています。安産吉（方）を安産室、蔵衣吉（方）を蔵胎衣と書くといった表現の相違が僅かに見られますが、その配当の方向は中国の産図（正月分）と一致しています。いい換えますと中国の産図が朝鮮半島で正確に理解され、利用されていると言えるのです。胞衣埋納施設は日本以外では不明ですが、こうした胞衣埋納の吉方を教



とが出来ます。たとえば九条兼実の日記『玉海』、その仁安二(一)、一六七)年十一月一日の條には

今日施業院使丹波憲基朝臣来臨、押借地之法、寝殿母屋中妻戸法東間也、上長押南面押之也、是先例也、当月朔日必押之云々

といった記事を見ます。また中山忠親の日記『山槐記』には治承二年十月一日の條に

典業頭和氣定成朝臣参入、押借地文於御産所、母屋無其所、仍北庇北上長押押之、次書借地文、当月朔日押之也。

といった相似た記事が見られるのです。

これらの記事から知られることは、施業院使、典業頭といった医師が「借地之法・借地文」に深く係わり合っていることです。日記の前後の記載を通して判断しますと、出産に当てられる産室に、産月の朔日(昭訓門院御産愚記では四月一日、玉海では十一月一日、山槐記では十月一日)、借地文―借地之法を医師が来臨して押しているのです。『玉海』には「当月朔日必押之」という文言がありますが必ず産月一日、産婦が入室するに先立ち、この借地文を産室北面の長押に押すという慣行が見られたのです。

では、借地文とはどのような文なのか、如何ような機能をもったものなのか問われる訳ですが、この間の内容を暗示する史料があります。『玉海』の承安三年九月一日の條に

施業院使憲基参入、産所押借地法、東西南北十歩之中不可憚云々

とある記事がそれです。産月一日に産室に医師が借地法―借地文を押す典型的な記事ですが、この記事、借地法の句に続いて「東西南北十歩之中不可憚云々」の文言があります。この文言が借地文の内容を語るものと考えられるのであります。

ここで想起されます重要な史料があります。医家丹波康頼の著述『医心方』中に「産婦借地法第四」と題して次の一文があります。

子思秘録云體玄子法為産婦借地百無所忌借地文東借十歩西借十歩南借十歩北借十歩上借十歩下借十歩壁方之中卅余歩産婦借地恐有穢汚或有東海神王或有西海神王或有南海神王或有北海神王或有日遊將軍

白虎夫人横去十丈軒轅招搖拳高十丈天狗地軸入地十丈急々如律令所入

指月一日即寫一本読輪三遍訖貼在所居北壁正中

この一文によって『玉海』の一文がこの文の省略であることが判ってくるのであります。

『医心方』のこの文は、産婦の産に当り借地し忌む所無からしむるための文であり、東海神王から東借十歩、西海神王から西借十歩というように四海神王をはじめ、日遊將軍から上借十歩下借十歩、また白虎夫人から横去十丈…といった形で借地するものであることを物語っています。東西南北上下、横去拳高入地と各方向の神々を勧請し、その支配する土地中、十歩なり十丈を産のために借地するという内容です。産室での血の穢れ―汚穢を恐れての借地ですから「借地文」の存在で産婦は安心して出産することができる訳です。

醫心方卷第廿三背記

弱穢厭 左右符俱以米書之

東借十步 西借十步

南借十步 北借十步

上借十步 下借十步

壁方之中卅餘步

産婦倚地忌有穢汚

或有東海神王

以壁或有西海神王

醫心方卷廿三 背記

或有南海神王

或有北海神王

或有日遊將界

白帛丈人橙雲丈

新藤根橙舉高丈

天獨地軸八地十丈

急 急 如 味 令

嬰 嬰 嬰 嬰

以上第七葉

産室に、産月一日押される借地文の内容がこのように詳細に『医心方』から復原されるのですが、『医心方』はいま一つ重要な視点を拓いてくれます。『医心方』卷廿三の背記に実際の借地文―借地法の姿を示すかと思われる記載があるのです。上に北壁と押すべき位置を明示し、前後に呪符を記して俱に朱書するよう指示しています。先きの體女子法として挙げていた借地文を、ここでは「東借十歩西借十歩」というように一行八字で記すなど具体的に押すべき「札」として、その書式を鮮やかに告げてくれているのです。

このように、日本古代の産育慣行の一として借地法の顕著な存在が指摘されますと、こうした慣行の淵源が問われるでしょうが、その回答は既に申し上げたといつてよいでしょう。何故ならば『医心方』、丹波朝臣康頼が著作したこの書の「産婦借地法」中に、「子母秘録云體女子法…」という文が見られるからです。『子母秘録』は中国の書であり、體女子の名も中国に発するからです。『医心方』は永観年中（九八三―八五）年の編纂であり、康頼が隋唐の諸書を引用する中で産に係わる書として『子母秘録』を引いているのです。

中国には『衛生家寶産育備要』という産育書があります。南宋代、朱端章の著述になるものですが、同書六卷、入月の項に

入月第一日清旦先書借地法、貼在産婦房内北壁上、須清心志誠書之、更須避日遊月支諸神… 體女子借地法、東借十歩、西借十歩、南借十歩、北借十歩、上借十歩…

といった記事があります。この書では『医心方』の壁方之中、卅余歩は四十余歩、産婦借地は安産借地と書かれ、最後に「令此地空閑、産婦某氏安居無所妨碍、無所畏忌、諸神擁護、百邪速去、急急如律令」の句が加わっています。

中国のこの「借地法」の文言はその字配りや内容、特に最後の文から見て、日本の借地法の祖形、淵源にあるものと見なすことができると考えます。諸神擁護、百邪速去の句も強く働いており、素晴らしい借地文です。そこには『子母秘録』の名は見えませんが「體玄子法」の名が明記されており、その拠ってくるところが判ります。「衛生家寶産育備要」は前代の多数の産育医書を撰要編成して成った書ですから『子母秘録』などの産書をも参考にしたに違いないのです。したがってこの種の慣行の根源は中国に求められることになるのです。

一方、韓国での「借地法」は、ということになりますと、先きに掲げました『東医寶鑑』巻十に「體玄子借地法」と項をたて、全て『衛生家寶産育備要』と同文、「東借十歩」に始まり「急急如律令」で終わる形で記して居ります。僅かに『産育備要』と異なるのは「百邪速去」の句が「百邪逐去」となっている一点です。忠実に中国の借地法が伝えられていると言えましょう。ただ『子母秘録』、『衛生家寶産育備要』からの引用であるか、他書の引用かは明示されていませんし、受容の時期も残念ながら不明です。

『東医寶鑑』には興味ぶかい記事が見られます。「安産室」——産室を

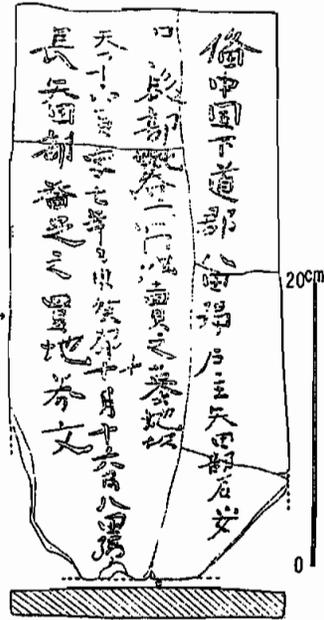
安ずるために入節（産月）朔日、産図及び催生符・借地法、みな朱書し、産室内北壁上に貼ること、まず産図、次に催生符、次に借地法を貼り、その上で借地法を三遍読誦する。勅読するのだと記しています。先きに胞衣埋納慣行と関係して産図について語りましたが、産図・催生符・借地法の三者が三身一体となって、産室をめぐる「まじなひ」として働いている様子が読みとれるのです。恐らく、中国に発し韓国にそのまま受容されたものと考えられるのです。

### 三、買地券慣行に見る交流

昭和五四年、福岡県太宰府市の宮ノ本遺跡の発掘調査を福岡県教育委員会が実施されました。発見された遺構は火葬墓群、平安時代の墓域として注目されましたが、わけても話題を呼んだのは高さ三五・二センチ、幅九・五センチの鉛板一枚が墓穴の縁にそい樹てられているという特異な状況でした。この鉛板を奈良国立文化財研究所が赤外線テレビで調査し、鉛板に墨書きされた一文を解読されました。その内容は従前、日本では見出されていなかった「買地券」の初例、中国の買地券に倣う鉛券の一例として評判になりました。

この宮ノ本遺跡の買地券は一部に読解しえぬ所、欠失した部分があります。

□戊年死去、為其□坐男、好雄□縁之地、自宅□□方有、其地之寂



静、四方□□□、可故買給方丈地、其直錢貳拾伍文、鍬一口、絹五尺、調布五□、白綿一目、此吉地給故、靈平安静坐、子々孫々、□□□全、官冠□□、不絶令有、□七宝□、……

と読まれています。太宰府の官人かと想像されます「好雄」の死に当り家族が彼に有縁の地、自宅から吉方にある寂静の地―方丈の地を買得して彼の墓として給しているのです。

この墓地の買得の価格が「錢貳拾伍文、鍬一口、絹五尺、調布五□、白綿一目」であることを明記し、その上、この吉地を給付するの故に、霊は平安・平静に坐しまして、家族の子々孫々に至るまで繁昌を与えうべしとの大意が墨書されているのです。五五・六六・五五・七七…と対句を重ねて言辞を整えた買地券としても興味ぶかいものがあります。墓地を買地することにより、死者の世界が他者から犯されることのないよう、その永久の保証として、こうした「買地券」を中国と同様、腐朽しない鉛券に記し墓中に納めたのであります。

買地券は、その後の検討によって倉敷考古館保管、岡山県吉備郡真備町尾崎発見の

備中国下道郡八田郷戸主矢田部□白髪部毘登富比売之墓地□、天平寶字七年次癸卯十月十六日、八田郷長矢田部益足之買地券文の刻銘をもつ植板二枚も、その文言の語るとおり「買地券」と認められるに至りました。その他、京都市右京区大枝塚原発見の宇治宿弥の墓誌も天地左右を欠くものの「―前誓願物部神―八繼孫宇治宿彌―太平子孫安坐―雲二年十二月―」という銘文から買地券の可能性が説かれるようになりました。奈良・平安時代の買地券納置慣行の盛行が窺えるのです。

一方、朝鮮半島を見ますと素晴らしい買地券の存在が指摘されます。百済の武寧王陵から見出された買地券がそれです。昭和四六年詳細な調査が実施され、陵墓内の王・妃二棺の完存、多数の遺品の遺存から王権の強盛を偲ばせる優品が続出したのであります。その中でも羨道と玄室間、二棺の南に配置された誌石に、簡明ながら実に要領を得た買地文を見出した時の驚愕はまことに強烈なものであります。誌石は天地四〇センチ、幅四〇センチ、厚さ六・五センチ、九本の野線を天地に引いて十行、第二行から六行を用い買地文を刻んでいます。

錢一萬文、右一件、乙巳年八月十二日、寧東大將軍、百済斯麻王、以前件錢訟、土王土伯土父母、上下衆官二千石、買申地為墓、故立券為明、不從律令

その記すところは、百済斯麻（武寧）王が錢一萬文をもって土王土伯土父母、上下衆官二千石から墓地を買得たことを記し、この券文誌石でもつてその明（証）とすることをのべています。一萬文の買値は買地の慣用句と見るべきで、土王土伯土父母、上下衆官二千石も地下をうしはく土王とその機構に連なるもの、道教に連なる神々であります。

武寧王の治世は六世紀前半、日本では継体天皇の治世に当りますから、日本の既往の買地券に比べ格段と古い買地券といえます。武寧王は中国南朝と親密な外交をひらいていただけに、中国の買地券の實際を熟知し、結果このような卓越した買地石券を配置したものと考えられるのです。武寧王と日本の宮室との交流もまた盛んでしたから、将来、天皇陵や貴紳墓から、この時期の買地券が見出される可能性はあります。しかし、現在の時点では朝鮮半島では他に買地券の発見はなく王権に係る孤高の資料と考えられるのです。

中国では買地券の成立は前漢代にあり、広く浸透しています。一例を掲げてみましょう。

晋成康四年二月壬子朔三日乙卯、吳故 人立節都尉晋陵丹徒朱曼、故妻薛从天買地从地買宅、東極甲乙南極丙丁西極庚辛北極壬癸中極戊巳上極天下極泉、直錢二百萬、即日交畢、有誌薛地當詢天帝、有誌薛宅當詢土伯、任知者東王父西王母、如天帝律令 朱曼の妻、薛の死に伴い買地券が調製されているのですが、天より

墓地、地より冥宅を求めて東西南北中上下の神々から價格二百萬文で墓地を買得た経緯を記しています。

勿論、二百萬の價格も慣習的用語であり、墓地の境界を示す東極甲乙、或ひは下極泉などの言葉も慣習的用語ですから、實際の買地行為とは関係しない用語であります。それだけに問題が生ずると天帝・土伯に詢るといった言いまわし、売買の任知者としての東王父西王母の存在があるといういいまわしは、まさにそうしたこの買地券文が道教世界に息づくものであることを物語っているのであります。死や宮墓が道教と深く係わり息づくだけに、こうした道教上の神々との間に冥界の居地―墓を買地する慣習が生まれるのであります。

買地券の世界をこのように見ますと、その淵源が中国にあること、道教諸神を揃え四方八方の方位神を通じて墓の地を尨大な價格で買得、冥界での障礙なき安寧を保証し、トラブルに対する詢者を設け任知の者を置くといった整正なスタイルが誕生していることが知られるのです。百済武寧王の場合は王権の表象としての買地券が古く成立しますが、その普及の實際は未だ不明であると言わねばなりません。武寧王以後、買地券の流布はなく、日本同様、八世紀一斉に道教世界の一面、買地券が受容されるに至るのではないかと考えられるのです。

宮ノ本遺跡の買地券には買得の價格として錢廿五文の他、緞・絹・調布・白綿といった品々が見られます。現実の土地売買とも共通する品目・数量である点、加えて土公土伯土父母や上下衆官二千石の名の



見えぬ点、立券を証する東王父・西王母を欠くなど道教との係合に弱い面が読みとれるのです。買地券納置慣行は道教の発達した中国で整備され、政治的な卓越者にいち早く受容されるものの、朝鮮半島・日本での新しい受容と浸透は八世紀をまつ必要があり、その受容の内容もかなり日本化した方向での受容であったようです。

買地券文は借地文との対比で興味深いがあります。死者の冥地の買得はその安寧をはかる想ひから障礙をなす冥界・地下の神々から永遠にその空間を買いとる、冥界諸神の永久の乱妨除去の想ひから来るものであります。その故に「買地」といった行為に出る訳ですが、産時は血の汚穢が産室外に拡がることなきよう、また汚穢の及ぶ範囲を限定する想ひもあって、産時という一時の「借地」といった行為につながるのであります。永久と一時といった時間の在り方に対応した中国道教の思惟が、そこに強く働いているのです。

奈良時代、渡来系氏族―船氏や西文氏から火葬が始まり墓誌副葬現象が惹き起され、天皇から貴紳にまで急激に浸透していきます。そうした中で墓誌は中国の有蓋正方形誌石に縦横に野引きし楷書で長文の伝・誄を刻む式を直接採用せず、長方形、金銅板に縦野をひくのみ、大略は伝のみを刻む簡略な方式をとっています。火葬を採用した日本と石室・室を遵守する中国との間では、墓誌・買地券は中国から直接受容という形をとらず、変換受容といった形で進められたようです。直接受容した産の借地文と見事に対になる受容の姿であります。

#### 四 変鬼字慣行にみる交流

藏胞衣慣行、借地文慣行、買地文慣行といった三つの慣行を中心に中国・朝鮮・日本の国際交流を見て来ましたが、これらの慣行はいずれも中国に淵源があり、奈良時代、日本が積極的に受容した慣行であることが判りただけでなく存じます。朝鮮半島にも受容の時期こそ明確ではありませんが、相似た形で受容されている様子が窺えるのです。日本では死者に関係した買地券や墓誌は平安時代に入りますと間もなくその慣行は下火となり絶えていきますが、産育に関係する借地文や胞衣埋納の慣行は長く、広く行われています。

ところで、中世、日本では面白い現象が起こります。「鬼」字がいろいろと活用形をもつ、活用形を生むようになるのです。中国には魍魎魍魎という言葉があり、山川の物怪、化物として生活に息づいておりますが、おなじように日本でも種々の鬼字が登場してきます。『中山御符秘抄』などを開きますと、「鬼之字大事」という項をたて沢山の鬼字の活用形を示しています。ここでは便宜上二一字を掲げましたが、まだまだ数多くの鬼字を示しております。まさに中世は「鬼」の字を大切に、極めて大事に取り扱った時代なのです。

鬼という字は調伏の首題に書きそえると最初にありますが、人間に不幸をもたらす鬼は調伏の対象、従って「鬼」字でよいわけです。

字は悪夢をみて目ざめる、そうした時、夢違いとしてこの字を書けば吉夢となる、魇と書けば男に想わることを願う時、逆に魇と書けば女に想わることを願って書く文字、男女ひき合わせる文字なのです。火事を怖れては魇字・馬の病むを恐れては魇字、勝負に勝つには魇字、実にうまく鬼字が活用されているのです。魇字などは男女ともども愛し合う、敬愛と書くというのですから素晴らしい。

かつて、新潟県の江上館跡の発掘調査で「魇」が発見されたことがあり、その解釈で論議を呼びました。「鬼之字大事」を繕きますと、その用は三種あり、一は離別、一は口止め、一は呪咀返しと記しています。中世の館跡ですがそのいずれの効用を希つてのかは判りませんが、人の口を止むる用あつての墨書土器かと考えたものです。『中山御符秘抄』には数多くの鬼字が見られますが、中世は、生活の各方面に「鬼」が跳梁し、生活の細部にまで入り込み生活を揺り動かす、そのように考えられたことから鬼字活用が起こるのです。

そうした鬼字中、魇・鬼・魇と三字を組み合せる場合があります。この場合は鬼が悪い動きを見せる、その動きを封ずる鬼字としてこの三字が働きます。多くの事例では山形に、上一字下二字、魇・鬼・魇の文字を置き鬼の動きを止めています。同様、鬼字を五字上下一列に書き、右辺に妙日、法蓮・蓮大、華聖、経人と二字つつをいれる場合もあります。言うまでもなく悪く動く鬼を妙法蓮華経と日蓮大聖人の力で抑えこみ払い出そうとする呪符ですが、連字して始めて効用が



をおびやかす、そうした存在として鬼があり、雷電とも結合して種々の相・種々の貌をもって人間・社会と対峙していた状況が窺えるのです。日本・中国の両国間に通じて同種の現象が中世起こっているのです。半島の事例の蒐収が俟たれる今日であります。

中国・日本間、中国と日蓮宗間にどのような交流があるのか、今後調べねばなりません。顕著な共通であり乍ら、その活用原理の大きな違いが認められることもまた大事です。勿論、中世には中国から多くの文物・思想がもたらされますし、人の往来も激しいものがあります。中国道教が中世の日本に如何ような影響を与えたのか、そうした面の研究は今後に課せられた課題であります。鬼字の活用・変化もそうした課題を解く重要なキイであろうと考えます。中世の遺跡・遺物から中国道教と日本の関係を説きうる日も間近いと思えます。

予定されています三十分、この短い時間の中で中国・朝鮮半島・日本を結び、中国で成立しています道教の動きと受容を四つの慣行を通して窺ってみました。日本の場合、産育に係る蔵胞衣・産図による吉方方位、借地文などの諸慣行は中国道教の同種の慣行を忠実という言葉に近い形で受容し、長く歴史を貫いて慣行が守護されて来ました。一方、死者の葬に係る世界は、火葬を仏葬として採用し、僧侶が深く関与した経緯もあって、道教的慣行と見るべき買地券、墓誌も中国のそれを忠実に受容することなく日本風に便化して受容、その存続も長

きに至らずといった一面が見られるのです。中国・朝鮮半島・日本の道教を受容し、展開している姿は、各国の風土や政治、体制や宗教と深く関係し合い複雑な様相をそれぞれ見せています。今回開催いたしましたような国際文化交流シンポジウムを幾度となく開催し、それぞれの国のパターンを詳細に比較検討していく、そうした中から道教受容の様相が明確な姿をもって現れてくるのだと思います。今回のシンポジウムはその足掛りの第一歩であります。爾後開催いたしますシンポジウムにもご参加下さり、学の進展と国際化を目の当りにして頂けましたら幸いと存じます。長時間、ご静聴下さいましてありがとうございます。ありがとうございました。